

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学剣道部」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は建学の精神「不言実行あてになる人づくり」を柱に「中部大学クラブに関する規程」に準拠し、剣道を通じて社会に出て幸せな人生を送ることのできる教養の取得をし、全日本学生剣道優勝大会での優勝を努力目標に掲げて活動することを目的とする。

（活動）

第 3 条 本団体は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 全日本剣道連盟、全日本学生剣道連盟、東海学生剣道連盟等本学剣道部に関係ある大会には原則として参加する。
2. 授業日及び土曜、祝日は原則稽古を行う。
3. 夏季及び春季休暇中に合宿、遠征を行う。
4. 直心会と密接な関係を保ち相互に協力して活動する。
5. その他、目的達成のために指導スタッフが認めた活動を行う。

（組織構成）

第 4 条 本団体は、中部大学に在籍し、剣道部顧問が入部を認めた学生をもって組織する。

第 5 条 本団体に入部または退部を行う場合、部長の承認を得なければならない。

1. 特技推薦制度により入学するものは、入学と同時に入部とする。
2. 一般学生の入部は入学後半年以内とし、指導スタッフは入部希望学生の活動状況及び活動方針に準拠できるかを判断する機会として 1 ヶ月猶予を設け、良いと判断した学生は部長の承認を経て入部を認める。
3. 本団体から退部処分を受けたものは、いかなる理由であっても再入部を認めない。

第 6 条 部員は第 2 条に定める目的遂行に関して義務を有する。

1. 部員は相互協力のもとに第 2 条の目的遂行に努め、部則に従うものとする。
2. 部員は部の定める練習（活動）の参加を最優先とする。
3. 部員は所属団体以外での対外試合への出場を原則不可とし、その他の事情がある場合は監督と相談する。

（役員）

第 6 条 本団体に次の指導役員、学生役員を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

1. 指導役員は、本学から任命された顧問を部長とし、監督及び必要に応じて師範、助監督、コ

ーチは本学から任命された顧問、もしくは卒業生、外部の有識者より選出することができる。

2. 学生役員は、主将（男女各1名）、副主将（男女若干名）、主務（男女若干名）、東海学生剣道連盟委員（男女若干名）とする。

（任命）

第7条 各役員の任命解任は次のとおりとする

1. 指導役員のうち、本学から任命された顧問は学長により任命、解任しその任期は特に定めない。
2. 指導役員のうち、卒業生または外部の有識者は、部長により任命・解任を行う。
3. 学生役員は、部員において選出されたものを監督に相談し承認を得て、部長より任命・解任を行う。

（機関）

第8条 本団体を運営するために次の機関を置く。

1. 部員総会。
2. その他部長が必要と認めた委員会

部員は活動のために、年間3万円の部費を納めるものとする。金額は状況に応じて変更することができる。

第9条 会計年度は原則、12月から翌年11月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（罰則等）

第10条 部員が、以下の行為を行った場合は、指導役員で協議により、部長の承認を得て、退部、謹慎、除名などの処分を命ずる。

- (1) 本学が定める諸規則ならびに当部部則に反した行為が認められた場合。
- (2) 本学並びに当部の名誉を傷つけ、部の統制を乱した場合。
- (3) その他、剣道部員として練習への参加状況、指導役員の指導を尊重しない行為など適格性に欠けた行為があった場合。

附 則

本規約は、1964年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、2025年4月1日から施行する。